檜枝岐村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 3月26日 檜枝岐村農業委員会

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項に基づき、標記指針を下記のとおり定める。

記

- 1. 遊休農地の解消について
- (1) 遊休農地の解消目標 O. 2 h a (年間)
- (2) 遊休農地解消のための具体的な方法
 - ○遊休農地解消の必要性を農地所有者に説明する。
 - ○地域特産農作物や景観作物の試験栽培・普及による解消を図る。
- 2. 担い手への農地利用集積について
- (1) 農地利用集積面積の目標 0.2 h a (年間)
- (2) 農地利用集積に向けた具体的な方法 人・農地プランに位置づけられた担い手への農地集積推進を図る。
- 3. 新規参入の促進について
- (1) 新規参入の促進目標 1経営体(年間)
- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な方法
 - ○新規就農者に対し、農地取得に向けた支援活動を行う。
 - ○檜枝岐村と協力し、新規就農者のための圃場整備等を検討する。

4. その他

本指針は3年ごとに見直しを行い、必要があればその都度見直しをすることができることとする。